

全国健康関係主管課長会議資料

平成23年2月4日(金)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局
水道課

目 次

1. 水道施策の推進について

- (1) 平成23年度水道関係予算(案)について 1
- (2) 地域主権(地方分権)について 2
- (3) 水道における災害・危機管理について 3
- (4) 水道事業認可等について 5
- (5) 水道の国際展開への取組(水ビジネスの推進) 6

2. 水道計画指導について

- (1) 地域水道ビジョンの作成について 7
- (2) 水道事業の運営基盤の強化について 8
- (3) 水道事業等への指導監督について 9

3. 水道水質管理を巡る最近の状況について

- (1) 水質検査の信頼性確保に関する取組について 11
- (2) 水道水質基準等の見直し 12
- (3) クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策の充実 . . 13
- (4) 水質事故・健康危機管理 13
- (5) 貯水槽水道について 14
- (6) 鉛製給水管の適切な対策について 14

1. 水道施策の推進について

(1) 平成 23 年度水道関係予算 (案) について

① 公共事業関係 (水道施設整備費)

平成 23 年度予算(案)における水道施設整備費は、他府省計上分を含めて 416 億円を計上しているが、一括交付金化の影響などから水道施設整備費としては昨年を引き続き大幅な減額(対前年度△320 億円)となっている。内訳は、簡易水道施設整備費に 169 億円、上水道施設整備費に 247 億円、その他事業調査費などに 4 千万円となっている。

昨年 6 月 22 日に閣議決定された地域主権戦略大綱において一括交付金の対象範囲の整理方針と実施手順が示され、投資に係る補助金等の一括交付金化は平成 23 年度以降段階的に実施するとされたことを受け、水道施設整備費補助については原則一括交付金化と整理することとなった。

その後、12 月 16 日に開催された第 9 回地域主権戦略会議において「地域自主戦略交付金 (仮称)」案が示され、都道府県分は平成 23 年度から、市町村分は年度間の予算額の変動性を勘案し平成 24 年度から一括交付金化を導入するとされたことから、水道施設整備費補助についても平成 23 年度から都道府県相当分を一括交付金化の対象とすることとしたところであるが、交付金の配分など、詳細な制度設計については内閣府の地域主権戦略室を中心に年度末までに詰めていくこととなる。

一方、平成 24 年度以降に一括交付金化を導入することとなっている市町村 (政令市、一部事務組合含む) が行う水道施設整備については、対象事業の範囲や要件など、24 年度以降の予算編成過程の中で改めて議論を重ね、その方針を決めることとなる。

○平成 23 年度予算案の概要

百万円(単位未満四捨五入)

区 分	平成22年度 予 算 額	平成23年度 予算額(案)	対前年度 増△減額
水道施設整備費	73,660	41,644	△ 32,016
(簡易水道)	(21,188)	(16,898)	(△ 4,291)
(上水道)	(52,435)	(24,707)	(△ 27,728)
(補助率差額)	(0)	(6)	(6)
(事業調査費)	(37)	(33)	(△ 3)

※ 厚生労働省、内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、離島・奄美、水資源機構)計上分の総計

※ 上水道の補助金のうち都道府県相当分については、内閣府計上の地域主権戦略交付金(仮称)により対応

なお、例年お願いしているところであるが、公共事業については経済対策という側面からも早期の契約締結が求められていることから、補助事業の上半期内の契約締結について適切なご配慮をいただきたい。

② 非公共予算関係

・水道産業国際展開推進事業費（22百万円 → 48百万円）

新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）を踏まえ、アジア諸国における官民連携によるインフラ整備を支援するため、アジア各国の水道協会との連携による情報収集、海外ネットワーク機能の強化及び日本の水道技術の国際標準化に向けた取組の推進に必要な調査検討経費を追加計上したところである。

・水道ビジョンフォローアップ調査費（0百万円 → 22百万円）

水道ビジョン策定から7年が経過し、水道事業を取り巻く環境にも変化が生じてきていることから、i 老朽化施設の更新に向けた戦略的対策の検討、ii 水道施設の耐震化向上へ向けた新たな促進策の検討、iii 水道システムにおける省エネルギー化推進策の検討等の観点から、現状の調査・分析を行い、国、水道事業者、水道関係産業等が一体となって取り組むべき対策・施策をとりまとめ、新たな水道ビジョンを策定するために必要な調査検討経費を新規計上したところである。

(2) 地域主権（地方分権）について

「地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）」においては、水道法に関して、「事業認可申請手続きの簡素化」、「認可を要しない届出範囲の拡大」の2点が盛り込まれている。これに対して、水道事業者が地方公共団体である場合には認可申請書類を簡素化するとともに、給水人口や給水量の増加、一定の条件における取水地点の変更の各要件について認可を要しない届け出範囲を拡大するよう水道法施行規則を改正することを予定している。

また、「地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）」においては、水道法に関して、水道の布設工事監督者の配置に関する基準及び資格に関する基準並びに水道技術管理者の資格に関する基準を条例に委任すること、専用水道及び簡易専用水道に係る権限を都道府県からすべての市へ移譲することが盛り込まれた。また、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（以下、「水道原水法」）に関して、地域水道原水水質保全事業に係る都道府県計画の一部の規定廃止等と公表規定の努力義務化等が盛り込まれている。これに対しては、水道法及び水道原水法の改正の準備を行っているところである。

(3) 水道における災害・危機管理について

①水害対策について

近年、気温や降雨等の気象状況が短期間に大きく変動する傾向が見られ、集中豪雨や台風による洪水や高潮により大きな被害を受けやすい状況になっている。今年度は、記憶に新しいところでは10月の鹿児島県奄美地方の集中豪雨において、導水管等の水道施設にも大きな被害を受け、3,500戸が断水した。それ以前にも6月～7月の梅雨期の山口県の約16,000戸の断水をはじめとして西日本の広い範囲で被災し、7～8月の北海道に至るまで、日本国中の多くの地域で水害が頻発した。水害対策は、初動体制、バックアップの確保など、地震対策と共通部分も多く、「水道の耐震化計画等策定指針」でも対策項目を記載しているので、参考にするとともに今一度、危機管理マニュアル等の応急体制について再確認し、都道府県事業の対応及び都道府県下の水道事業に対する指導をお願いしたい。

②最近の地震被害と教訓

近年の地震においては、管路施設を中心に被害を受け、長期間にわたり市民生活や社会活動に重大な影響を与えた事案が見られている。

こうした最近の地震における教訓として次のようなことがあげられる。

- 応急給水拠点を確保し、また、復旧の迅速化を図るとともに被害発生を抑制するために、基幹的水道施設の耐震化を図ることが重要である。
- 被災地では、断水により市民生活や社会活動に大きな影響が及ぶことから、速やかな応急給水の実施を確保するとともに、復旧に期間を要する場合には被災者の不安を軽減するためにも復旧目標について明らかにすることが重要となる。
- 基幹病院等及び透析医療機関に対して、送配水する管路について耐震化を促進するとともに、断水発生時に速やかに対応が図られるように、関係機関とも連携し応急給水体制等の充実を図ることが重要である。
- 清澄な地下水等を水源としている場合、地震に伴い濁り等が生じ、解消に期間を要することもあるため、そうした事態の発生も視野に置き、その際に講ずべき措置をあらかじめ想定しておくことが重要である。
- 震災対応で設置される緊急遮断弁については、施設の状況に応じてその作動条件を検討すること。

③基幹管路の耐震化状況

厚生労働省では、昨年度に引き続き平成21年度の基幹管路（導水管、送水管及び配水本管）の耐震化に係る状況調査を行った。全国の耐震適合率は30.3%と昨年度

から 2.2 ポイント上昇したが、耐震化が進んでいるとは言えない状況である。また、今年度初めて耐震化計画の策定状況についても調査したが、基幹管路における耐震化計画を策定している事業者は 18.5%であり、さらに具体的な整備計画を策定している事業者は 11.0%であった。調査内容を分析したところ、耐震化計画が具体化している事業者ほど耐震適合率が高い傾向が見られており、耐震化推進のためには計画策定が極めて重要であることがわかった。

今後、調査結果の精査・分析を進めたいと考えているが、都道府県事業及び管下水道事業において、引き続き耐震化に向けた一層の取り組みの強化、指導をお願いしたい。

④水道施設の耐震化の計画的実施

平成 20 年 10 月に施設基準省令を改正し、施設を重要度により 2 つに区分し、区分ごとに耐震性能を定めることとした。既存施設については、当該施設の大規模の改造のときまでは、改正後の規定を適用しないとの経過措置が置かれているものの、既存施設についても、地震が発生した場合に被害の発生を抑制し、影響を小さくすることが重要であり、できるだけ速やかにこれらの規定に適合させることが望ましい。従って、水道事業者等においては速やかに施設の耐震性能を評価し、耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めていただくことが重要である。

既存施設については破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高い施設や破損した場合に影響範囲が大きく応急給水で対応できないことが想定される重要な施設など、優先的に耐震化を実施すべき施設については、早期に耐震化が完了するよう、その確実な実施を推進していただきたい。特に石綿セメント管については、基幹管路として布設されているものを中心にできるだけ早期に適切な耐震性能を有する管種、継手への転換を進め、今後遅くとも概ね 10 年以内に転換を完了するよう取り組んでいただきたい。さらに、基幹管路として布設されている鑄鉄管及び塩化ビニル管（TS 継手）についても、老朽化の進行度を踏まえつつ、遅滞なく適切な耐震性能を有する管種、継手への転換を進めることが望まれる。その他にも、災害時に重要な拠点となる施設へ配水する管路についても、優先的に耐震化を進めていただきたい。

これら既存施設の耐震化を推進するため、各水道事業者等において、それぞれ最も優先して耐震化を図るべき水道施設については、平成 25 年度を目途に耐震化を完了できるよう、耐震化計画の中で事業の実施計画を明らかにし、確実な実施に努めていただきたい。

こうした取り組みに当たっての参考資料として、「水道の耐震化計画等策定指針」や「管路の耐震化に関する検討会報告書」を取りまとめているので、耐震化計画の検討、管路の管種・継手の選定に当たって活用されたい。

(4) 水道事業認可等について

① 水道事業におけるアセットマネジメントの推進について

中長期的財政収支見通しに基づいて施設の更新、耐震化等を計画的に実行し、持続可能な水道を実現していくためには、各水道事業者等において、長期的な視点に立ち水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営するアセットマネジメントの実践が必要不可欠である。このことを踏まえ、厚生労働省では、全国の水道事業者等において長期的な視点に立った計画的な施設更新・資金確保に関する取組が促進されるよう、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」を平成21年7月に公表した。

耐震化対策の推進及び財源の裏付けを有する中長期的な更新計画の策定推進の両面から、貴管下水道事業者及び水道用水事業者に対し、手引きを活用したアセットマネジメント実施に係る指導、助言をお願いする。

② 事業評価の適正な実施について

水道施設整備事業については、平成16年7月12日付「水道施設整備事業の評価の実施について」に基づき、事前評価及び再評価を実施することとしている。特に水道水源開発施設整備事業（海水淡水化施設を除く。）については、原則5年ごとの評価に加え、本体着工前の適切な時期に評価を実施することとなっているので、各水道事業者に対し、再評価時期について遺漏なきよう周知願いたい。

前述の事業評価及び再評価は、「水道施設整備事業の評価実施要領」（以下、「実施要領」）、「水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目」（以下、「実施細目」）に基づき、また、評価にあたっての費用対効果分析については、平成19年7月に改訂した「水道事業の費用対効果分析マニュアル」（以下、「マニュアル」）を参考に実施している。貴管下水道事業者及び水道用水事業者に対し、これらに基づく適切な事業評価に係る指導、助言をお願いする。

なお、マニュアルの策定から約3年が経過し、事業評価の事例や知見が蓄積されてきた。また、総務省において毎年度実施する政策評価の点検の結果（客観性担保評価活動）や「公共事業の需要予測等に関する調査に基づく勧告（平成20年8月8日）」、行政刷新会議「事業仕分け」における評価など、事業評価に対しては様々な意見が出されている。これらを踏まえ、実施要領、実施細目、マニュアルを一部改正等するとともに、水道施設整備事業の評価に携わる実務担当者がより適切、容易に事業評価が行えるよう、新たに「水道施設整備事業の評価実施要領等解説と運用」を策定し、4月1日より施行することを予定していることをお知らせする。（内容については担当部局に案を送付し、意見募集を実施したところ。）

(5) 水道の国際展開への取組（水ビジネスの推進）

① 新成長戦略について

平成22年6月18日、新成長戦略が閣議決定され、「日本が強みを持つインフラ整備をパッケージでアジア地域に展開・浸透させる」「新幹線・都市交通、水、エネルギーなどのインフラ整備支援に官民あげて取り組む」ことが明記。実現に向けて具体的に検討するため、「パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合」が設置。同大臣会合では、原子力、鉄道及び水を重点分野として検討することとなった。第1回が9月28日に開催され、12月21日の第7回を持って、とりまとめがなされた。水については、第5回にテーマとして取り上げられ、厚生労働大臣も出席し、厚生労働省の取組について説明している。

（開催状況は官邸HPに掲載。<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/package/index.htm>

1)

② 厚生労働省の取組について

○ 日本企業の海外市場への売り込み

平成20年度から、対象国を中国、ベトナム、カンボジアにして、水道産業国際展開推進事業として、相手国政府と協力し、相手国の水道事業者を対象に水道セミナーを開催し、日本の水道技術や企業を紹介したり、現地ニーズの調査を行っている。こうした活動を通じ、現地ニーズに応じた日本型水道システムのモデル作りを行ってきた。

○ 厚生労働省と地方自治体との連絡会議

地方自治体による水道事業の海外展開を支援するため、自治体間の情報共有や意見交換を目的とする「国際貢献・水ビジネスに関する水道事業体情報連絡会」を開催しており、今年度は2回開催済みである。

（開催概要は水道課ホームページに掲載。）

○ 来年度の取組

来年度については、こうした取組に加え、自治体や企業が自律的にビジネス展開するための枠組み作りとして、アジア各国の水道協会のネットワーク化や官民連携型の案件発掘調査を予定しているため、自治体として水道事業の海外展開を検討されている場合には、活用されたい。

2. 水道計画指導について

(1) 地域水道ビジョンの作成について

全国の水道普及率は97%を超え、水道は国民生活の質の向上や経済活動に直結する基盤施設として必要不可欠なものとなっており、将来ともより良い水道サービスの提供が求められている。

このため、厚生労働省では、平成16年6月に「水道ビジョン」を策定し、水道の現状と将来見通しを分析評価し、水道のあるべき将来像について全ての水道関係者が共通の目標を持って、それを実現するための重点的な政策課題と、具体的な施策及び方策、工程を包括的に明示した。水道ビジョンは、21世紀の中頃を見通しつつ概ね10年間を目標期間とし、5つの主要政策課題（安心、安定、持続、環境、国際）を示し、それぞれの課題ごとに掲げられた政策目標への対応を図ることとしている。

また、平成19年度に水道ビジョン策定後3年を迎えたことから、水道ビジョンフォローアップ検討会を設置し、施策目標の達成状況及び各施策・方策の進捗状況等についてレビューを行い、平成20年7月に水道ビジョンを改訂し、基本的に従来の水道ビジョンを踏襲し、7章「レビューに基づく水道施設の重点取組項目」を新たに加え、水道ビジョンの目標達成に向けて今後重点的に取り組むべき項目を示した。

水道が直面する各種の課題に適切に対処していくためには、各水道事業者及び水道用水供給事業者が自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくことが必須である。このため、平成17年10月の水道課長通知により、「地域水道ビジョン」の作成を推奨するとともに、「地域水道ビジョン作成の手引き」をとりまとめ、平成20年度頃までを目途に策定することが望ましいとしたところである。

平成22年12月28日時点で厚生労働省が内容を確認できた地域水道ビジョンの数は、上水道事業及び水道用水供給事業を合わせて740事業で629プランである。この事業数割合では、上水道事業で45%、水道用水供給事業で59%である。さらに大臣認可における上水道事業では74%、用水供給事業で66%、知事認可における上水道事業で33%、用水供給事業では28%という状況にあり、知事認可事業における地域水道ビジョンの策定はあまり進んでいない。

また、平成21年度運営状況に関する調査において、上水道事業者及び水道用水供給事業者を対象に地域水道ビジョンの策定年度又は策定予定年度のアンケート調査を実施した結果、平成22年度までに策定済み又は策定を予定している事業数割合は、大臣認可事業者で8割強、知事認可事業者で5割強となっており、知事認可事業者における地域水道ビジョンの策定へ向けた一層の取り組みが望まれる。

更に、広域的な観点から、事業間連携、水道事業の統合などを念頭に、流域単位や都道府県単位などでの水道事業等を包括した「地域水道ビジョン」を作成をお願いしたい。都道府県の水道行政主管部(局)による地域水道ビジョンの策定状況は、平成22年12月28日現在、3プラン（岩手県、秋田県、福島県）である。

なお、水道ビジョンについては、水道を取り巻く環境の変化や新たな課題への対応

等を踏まえ、全面改定に向けたフォローアップ調査を実施する予定であるので、御協力を御願ひしたい。

地域水道ビジョンの策定状況については水道課ホームページで公表しているところであり、今後、地域水道ビジョンを策定する際には、その参考とされたい。

*水道課ホームページ

「地域水道ビジョンについて」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html>

(2) 水道事業の運営基盤の強化について

① 水道の広域化について

社会情勢の変化等を踏まえ、財政・技術的に基盤の脆弱な水道事業体の運営基盤の強化を図るため、従来行ってきた施設の一体化による広域化に加え、経営の一体化、管理の一体化などを含めた「新たな水道広域化」を水道ビジョンの重要な施策として位置付けたところである。

平成20年7月水道課長通知「広域的水道整備計画及び水道整備基本構想について」では水道整備基本構想を都道府県版の地域水道ビジョンとして位置づけられる内容に見直すことが望ましいとし、構想における事業運営の目標設定の際の視点の一つとして、運営基盤強化のため多様な形態の広域化等の検討を行うこととしている。広域的水道整備計画についても、同様の視点を取り入れて検討することが望ましいとしているので、対応をお願いする。

新たな水道広域化推進の検討に資するため、平成20年8月「水道広域化検討の手引き」を作成、公表したところである。同手引では、様々なパターンの広域化についてケーススタディを実施し、その効果や費用面の比較等を示しているので、参考にされたい。また、事業統合の検討に資するため、事業統合の効果を、業務指標等を利用し需要者等に分かりやすく説明する手法についても手引きとして取りまとめるべく厚生労働省で調査・検討を進めているところである。

平成21年7月には、厚生労働省より「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」を公表し、各事業者によるアセットマネジメントの実践をお願いしたところである。アセットマネジメントは、運営基盤に関する課題の抽出や広域化の検討を行う場合に有用な情報を提供できるため、継続して取組みを行うよう各事業者に指導願ひたい。

なお、広域的水道整備計画については、近年の市町村合併や水資源開発基本計画の改定等により、計画策定時と大幅な乖離を生じている計画が一部見受けられるため、その点について見直しをお願いする。

国庫補助制度においては、事業統合を行う場合の老朽管更新事業、重要給水施設配水管、石綿セメント管更新事業の補助採択基準を平成21年度より緩和した。また、平成22年度は、新たに水道広域化促進事業費を創設した。これは、小規模水道事業の統合を促進するため、統合される小規模な水道事業の施設の更新とあわせ、統合の受け皿となる水道事業者等の水道施設の整備に対しても補助を行うものである。事業

統合の促進を図るため、これらの補助メニューの活用を検討されたい。

② 水道の官民連携について

第三者委託制度やPFI法のほか、地方自治法の一部改正による指定管理者制度の創設や地方独立行政法人法の施行等による各種制度の整備が図られたこと等により、水道事業者等は、様々な官民連携等の形態を採用できるようになり、それらを活用しながら運営基盤の強化を図ることが期待されている。一方で、水道事業における官民連携等の形態の選択の考え方や検討手法は、各水道事業者等において個別に検討が進められている状況となっている。

厚生労働省では、水道事業者等が第三者委託の導入を検討するに当たって参考となるべき検討手法について、「第三者委託実施の手引き」として取りまとめ、また、PFI事業実施のための諸検討の適切かつ円滑な実施に資するため、「水道におけるPFI事業の導入検討のための手引き」を取りまとめ、平成19年11月に水道事業者等に通知した。

これらの手引きについては、官民連携の更なる促進に向け、モニタリング（業務監視）及びリスク分担等に関する記載内容を充実させた改定版の策定を予定している。

また、水道分野（水道事業及び工業用水道事業）を取り巻く環境が年々厳しさを増す中で、これらの課題に対して、広域化の推進や官民連携など地域の実情に応じた形態により、運営基盤を強化することが不可欠となっている。

そのため、本年度より、厚生労働省と経済産業省が連携し、水道事業者等と民間事業者とのマッチングの促進を目的とした「水道分野における官民連携推進協議会」を仙台市、さいたま市、名古屋市の3会場で実施した。本取組みは、来年度も継続する予定のため、開催要望等があれば、お寄せいただきたい。

今後の水道事業の運営基盤強化のためには、官民連携は不可避と認識しており、都道府県においても上記の趣旨等を御承知の上、運営基盤を強化するよう各事業者に指導願いたい。

(3) 水道事業者等への指導監督について

水道事業者等への指導監督については、水道法第39条の規定に基づき、平成12年度から水道事業の規模等に応じて国と都道府県が分担し、その業務を実施しているところである。

厚生労働省においては、平成13年度から厚生労働大臣認可に係る水道事業者等を対象に立入検査を実施し、需要者の安心・安全の確保に重点を置きつつ、水道技術管理者の従事・監督状況等水道法に規定する事項の遵守状況、自然災害やテロ等危機管理対策の状況、中・長期的な視点に立った水道施設の効率的な更新、改良、耐震化の状況などを確認している。

平成21年度は、市町村合併に伴う統合事業者や小規模事業者を中心に、51の水道事業者等に対して立入検査を実施した。検査の結果、14事業者に対し、文書による指導を29件、また、50事業者に対し、口頭での指導を353件行っている。

文書による主な指導事項としては水質検査に関する事項、水道技術管理者に関する

事項、布設工事監督者に関する事項などが挙げられ、その詳細については、事業者名も含め今年度の技術管理者研修等で公表したところである。

今年度は、引き続き小規模な事業者を中心に、49の事業者に対して立入検査を実施している。その結果については、取りまとめの上、平成21年度の場合と同様に公表する予定である。

については、都道府県においても上記の状況を御承知の上、管下水道事業者等への指導監督のより一層の充実をお願いする。

また、平成14年度より毎年度、厚生労働大臣認可に係る水道事業等の水道技術管理者を対象として研修を実施しており、都道府県の水道行政担当部局に対しても、同研修会の資料を送付（水道課ホームページにも掲載）しているため、管下水道事業者等の水道技術管理者への研修などに活用されたい。

*水道課ホームページ

「平成22年度水道技術管理者研修」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/tantousya/2010/01.html>

3. 水道水質管理を巡る最近の状況について

(1) 水質検査の信頼性確保に関する取組について

水道事業者等は、水道法第 20 条に基づき、水質検査が義務づけられ、原則として自らが必要な検査施設を設けることとされているが、自己検査ができない場合には地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）に委託して検査を行うことが認められている。この登録検査機関は、平成 15 年から、要件を満たせば登録される制度となり、参入者が増加し、平成 22 年 7 月末において 221 社となっている。また、水道事業者等が水質検査を登録検査機関に委託する機会は年々増加している。

一方、一部の登録検査機関において水質検査の不正行為が発覚するとともに、厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 22 年 2 月 2 日）において、行き過ぎた検査料金の価格競争が指摘されるなど水質検査の信頼性への懸念が生じている。

このため、「水質検査の信頼性確保に関する取組検討会」（座長：安藤正典 武蔵野大学環境学部客員教授）を水道課内に設置し、平成 22 年 5 月から開催して、6 回にわたる審議とパブリックコメントを踏まえ、水道事業者等が登録検査機関に水質検査を委託する際に水質検査の信頼性を確保するための方策が検討され平成 22 年 11 月に検討会報告書がとりまとめられたところ。

検討会報告書では、水道事業者等及び登録検査機関の水質検査状況並びに国の登録検査機関への指導及び監督状況に関する現状と課題について整理したうえで、水質検査に関する関係者の取り組むべき姿勢や水道事業者等、登録検査機関及び国が実施すべき具体的な取組がまとめられている。その概要は以下のとおり。

国が水道事業者や登録検査機関を対象に行った調査結果から、水道事業者等が登録検査機関に水質検査を委託する際の課題となる、以下のようなケースが明らかとなった。

- ・登録検査機関以外の施設保守管理会社や水質分析機関等に委託する等契約形態が適切ではない。
- ・水質検査の結果の確認について、登録検査機関から水質分析の成績書の提出だけを求め、水質検査の内容自体を把握していない。
- ・委託先を選定する際や委託した後に、対象となる登録検査機関の精度管理の状況を把握していない。
- ・登録検査機関との水質検査委託契約の中に、緊急時の水質検査の取り決めがない。
- ・登録検査機関への委託費用について、水質検査の実施に必要な費用を見込むことが困難な程の低廉な価格で業務を委託している。（登録検査機関は水質検査の低料金化に伴い、人件費の抑制、検査設備の保守、精度管理の確保等に問題が生じると認識。）

これらの課題を解決するためには、まず、水道事業者等が登録検査機関等に水質検査を委託して行う場合も水質検査の結果に責任を有することを前提とした上で、水道

事業者等が登録検査機関に委託する際の水質検査の信頼性を確保するため、水質検査に関する関係者の取り組むべき姿勢として、以下の事項に関する具体的な措置を講ずることが必要である。

- 1) 水道事業者等による登録検査機関への適切な業務委託と検査結果の確認
- 2) 登録検査機関による水質検査体制の確保と適切な検査の実施
- 3) 国による登録検査機関の適切な登録及び更新時等の審査や指導及び監督、水道事業者等に対する指導及び監督、水質管理上の支援や助言

平成22年12月21日に開催した厚生科学審議会生活環境水道部会でこれらの取組の実施について了承を頂いたことから、

- ①水道事業者等が登録検査機関等に水質検査を委託する場合の措置の明確化、
- ②登録検査機関が遵守すべき検査方法の明確化、
- ③検査機関の登録審査時に必要な提出書類や保存すべき書類の追加等の水道法施行規則等の改正

等の手続きを進める予定であり、検討会の提言に基づく今後の取組に対し、所要の準備をお願いします。

(2) 水道水質基準等の見直し

平成15年の厚生科学審議会答申では、水質基準について、最新の科学的知見に基づき常に見直しが行われるべきとされており、厚生労働省では常設の検討会を設置して、水質基準等の逐次改正の検討を行っている。なお、WHOの飲料水質ガイドラインにおいてもこうした逐次改正方式が導入されており、WHOの専門家会合に我が国から専門家を派遣し、情報の収集や我が国の知見の提供を行っている。

水質基準等の見直し状況については、現在、トリクロロエチレンの水質基準値見直し等の手続き中である。なお、要検討項目については、過塩素酸の評価値(25 μ g/l以下)を新たに設定する予定である。

水道水の安全確保のためには、水質基準項目のみにとどまらず幅広く汚染物質の監視を行うことが望ましい。そのため、各水道事業者等においては、引き続きその実態に応じて水質管理目標設定項目等についても監視を行っていただくとともに、当該監視結果は水質基準の検討にとっても必要なものであることから、データの提供をお願いします。

i トリクロロエチレンに係る水質基準の改正について

トリクロロエチレンの水質基準値の変更について、平成23年4月1日施行予定で改正手続きを進めているところであり、所要の準備をお願いします。

ii トリクロロエチレン：

トリクロロエチレンの水質基準値を、0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に変更。

iii 水質管理目標設定項目の一部改正について

水質管理目標設定項目についても、以下のとおり、平成23年4月1日施行予定で

改正手続きを進めているところである。

iv トルエン：

水質管理目標設定項目の「トルエン」について、目標値を0.2mg/L以下から0.4mg/L以下に変更。

v 農薬類の対象農薬リスト中の目標値の見直し

なお、トリクロロエチレンの水質基準値の変更に併せて、薬品基準、資機材材質基準及び給水装置浸出性能基準についても、必要な見直しを行う予定である。

(3) クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策の充実

クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物については、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、水道事業者等において対策を進めていただいているところである。

平成9年以降は、水道水中のクリプトスポリジウム等が原因と判明した感染症の集団発生は生じていないが、水道原水からは全国的に検出されており、また、凝集処理に問題が生じた結果、浄水から検出された事例もあり、濁度管理の徹底等の措置について遺漏なきようお願いする。

平成20年度以降は水質検査計画策定の際に、原水の指標菌検査及びクリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設における原水のクリプトスポリジウム等の検査についても、水道法20条1項の水質検査に準じて当該計画に位置づけるようお願いしているところであり、引き続き対応方をお願いする。

なお、新しいクリプトスポリジウムの遺伝子検出法及び粉体ろ過濃縮法に関する厚生労働科学研究（飲料水の水質リスク管理に関する統合的研究）の成果を踏まえ、平成22年3月から「水道における微生物問題検討会」を開催し、これらの分析手法の妥当性について評価頂いているところであり、平成23年度半ばの実用化に向けて検討を進めているところである。

(4) 水質事故・健康危機管理

厚生労働省では、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることを目的として、「飲料水健康危機管理実施要領」（最終改正：平成14年6月）を定めており、都道府県、水道事業者等に対して、健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理のより迅速かつ適正な実施を依頼するとともに、飲料水の水質異常などの情報を把握した場合には、厚生労働省へ連絡するようお願いしているところであり、改めて緊急時の迅速・適正な対応をお願いする。

また、消費者庁関連法が平成21年9月1日に施行されたことに伴い、水道水の供給に起因して消費者安全法に規定する「重大事故等」が発生したことを把握した場合には、直ちに消費者庁へ通知するよう義務付けられたが、当該通知は厚生労働省において行うので、従前と同様、当課への速やかな情報提供をお願いする。なお、厚生労働省では、消費者庁関連法への対応について、「消費者庁関連法の施行に伴う水道事

故等に関する情報提供の徹底について」（平成 21 年 9 月 30 日付け事務連絡）を発出しているのを参考にされたい。

本要領に基づく報告の大半は原水中のクリプトスポリジウム等の検出事例であるが、飲料水に起因する感染症の発生も毎年のように報告されている。これらは平成 8 年のクリプトスポリジウム症集団発生事案を除けば、消毒が不十分であったこと又は設備管理の不備に起因しており、消毒設備の適切な維持管理等、衛生対策の徹底について遺漏なきようお願いする。

(5) 貯水槽水道について

平成 13 年の水道法改正により、水道法第 14 条に基づき、水道事業者が定める供給規程の要件として、「貯水槽水道が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること」が追加された。各水道事業者においては、必要な規定を定めるとともに、直結給水方式の推奨や貯水槽水道設置者への適切な助言等を含め、独自の取組が実施されているところである。

厚生労働省では、さらに管理の適正化を図るため、「貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について」（平成 22 年 3 月 25 日健水発 0325 第 6 号、第 8 号）を発出し、貯水槽水道の所在地情報を定期的に更新するとともに、衛生行政部局から貯水槽水道の所在地の情報提供等の協力要請があった場合には所要の協力を行うようお願いしているところであるが、都道府県等の担当部局と連携しつつ、貯水槽水道に対する指導等を推進するよう引き続き特段の配慮をお願いする。

(6) 鉛製給水管の適切な対策について

鉛については、その毒性等を考慮し、段階的に水道水質基準が強化されてきたが、鉛製給水管中に水が長時間滞留した場合等には、鉛製給水管からの溶出により水道水の鉛濃度が水質基準を超過するおそれも否定できない。安全な水道水の供給を確保するためには、鉛製給水管に関する適切な対策が重要であり、そのため、厚生労働省では、平成 19 年に「鉛製給水管の適切な対策について」を通知している。また、水道ビジョンにおいて、安心・快適な給水の確保に向け、「鉛製給水管総延長をできるだけ早期にゼロにする」という施策目標を掲げている。

平成 20 年度末の鉛製給水管の残存状況は延長が 7,991 km、使用戸数が約 480 万件（平成 20 年度水道統計より）となっており、水道ビジョンの策定以来減少してきているものの減少延長は鈍化傾向にある。各都道府県におかれては、鉛製給水管が残存している水道事業者に対し、鉛製給水管使用者等への広報活動、布設替え計画の策定及び布設替えの促進を図るとともに、鉛の溶出対策や鉛濃度の把握により、布設替えが完了するまでの水質基準の確保を図るよう引き続き指導をお願いする。